

令和3年度第1回国立市特別職職員報酬等審議会 会議録（要約）

日 時 令和3年11月29日（月） 午後7時から午後8時30分まで
場 所 国立市役所 3階 第1・2会議室
出席委員 9名 長沼会長、大西委員、木島委員、喜連委員、佐伯委員、
杉田委員、只野委員、林委員、三上委員 ※五十音順
欠席委員 1名 田村委員
傍 聴 0名
事 務 局 4名 藤崎行政管理部長、平職員課長、
伊佐給与厚生係長、宮澤主事

- 次 第
1. 開会
 2. 新規委員委嘱状交付
 3. 諮問
 4. 委員自己紹介及び事務局紹介
 5. 会長挨拶
 6. 国立市特別職職員報酬等審議会について
 7. 議事
 - ①諮問内容の補足説明
 - ②配布資料説明
 - ③審議
 8. その他
今後の審議会開催予定について

配布資料一覧

- 資料 1：国立市特別職職員報酬等審議会条例
資料 2：国立市特別職職員報酬等審議会 委員名簿
資料 3：国立市産業医の報酬見直しについて
資料 4：非常勤特別職 産業医の報酬等調査表（令和2年度）
資料 5：産業医の職務内容の変遷等について

【会議録】

1. 開会
2. 委嘱状交付
永見国立市長より新規委員へ委嘱状交付
3. 市長挨拶
永見国立市長挨拶
4. 諮問
 - ①「国立市産業医の報酬額の見直し等について」
 - ②「国立市在宅療養専門指導医の報酬額の設定について」永見国立市長より国立市特別職職員報酬等審議会へ諮問
※諮問文については、別添参照
5. 委員自己紹介及び事務局職員紹介
出席委員 9 名及び事務局職員 4 名の紹介
6. 会長挨拶
長沼会長より挨拶
7. 議事
長沼会長による進行

以下、会議録詳細

【長沼会長】 それでは、まず国立市特別職職員報酬等審議会について、事務局より補足説明をお願いします。

(事務局より、特別職職員報酬等審議会条例について説明)

【長沼会長】 ありがとうございます。続けて、本日の諮問内容及び配布資料についても説明をお願い致します。

(事務局より説明、以下要約)

○諮問内容について

- ・今回の諮問は、「国立市産業医の報酬額の見直しについて」「国立市在宅療養専門指導医の報酬額の設定について」の 2 点を諮

問する。

- ・本日は①「国立市産業医の報酬額の見直しについて」を、事前に送付した資料をもとに審議いただきたい。国立市在宅療養専指導医の報酬額については、次回審議いただくことを予定している。

○国立市産業医報酬額の見直しに関する諮問する理由

- ・産業医の職務は以前に比べ増加している。
- ・報酬額については平成8年以降改定を行っておらず、職務に見合った報酬額となっていない状況から、他市と同水準程度まで報酬額を引き上げる必要があると考えている。

○諮問額

- ・月額 75,000 円を諮問額とする。

【長沼会長】 ありがとうございます。資料4を見ると、他市との比較でも国立市の報酬額は一番低い水準にあることが分かります。しかし、他市と合わせることが直ちに正しいとは限りません。産業医の職務内容と照らして報酬額の妥当性を検討していく必要があると思います。

まず、50人以上事業所は、産業医を配置することが法令によって義務付けられておりますが、委員の中には産業医と接する機会が無かった方もいらっしゃるかと思います。産業医についてご質問がある方はいますか。

【林委員】 今回は「国立市における」産業医の報酬額についての諮問ということですが、民間企業も含めた一般的な産業医の職務内容及び報酬額はわかりますでしょうか。

【事務局】 今回、報酬額を諮問するに当たり、一般的な産業医報酬についてインターネット等で情報収集を行いました。各企業の産業医に関する情報は得られませんでした。

しかし、一例として、都内にある公益財団法人が基準額を公開

しておりましたのでご報告いたします。具体的な金額として、600人～999人規模の事業所で月に1回の業務を行った場合の基本月額報酬が25万円でした。また、50人未満の場合の基本月額は75,000円と事業所人数によって金額が変動しますが、これらの基本月額における業務内容には、健康診断・ストレスチェックにおける業務費用は含まれないとされています。公開されていた情報ですとストレスチェックを実施者として行う場合は20万円、共同実施者として行う場合は15万円の費用等が追加で発生するとのことでした。

このように、民間企業における産業医報酬額は高くなります。一方、他市の平均水準とかけ離れた報酬額とすることは適当ではないと考え、75,000円にて諮問致しました。

【喜連委員】 私は10年ほど前ですが産業医も派遣する医療法人に所属していたことがありました。産業医報酬は相場が無く、派遣先との話し合いにて取り決めていたと記憶しております。来てほしい産業医のレベルや評判、産業医が所属している病院の給与設定額等で算出します。一般的に、派遣する側としては、派遣医が所属する勤務先時給の2～3倍の相場なら送り出して良いという感覚でした。

また、勤務医の場合、主に勤務する病院のほかに、別の病院でも働きます。いわゆるバイトをするということですが、産業医としてバイトをすることもあります。こうした状況を踏まえると、産業医の報酬額は、まちまちになってしまうと思います。

【長沼会長】 ありがとうございました。報酬額は千差万別そうですね。
私が勤務していた大学には医学部があり、産業医も大学教員でした。基本的には当大学の給料表をもとに報酬額を設定することになり、若い先生に依頼することが多かったです。産業医としての報酬額は低かったため、他にもバイトをしていたと思います。

民間の相場もわかりませんので、せいぜい 5 万程度でした。ただ、国立市の産業医報酬は今までの話からしてもあまりに低額かと思います。他にご意見ありますでしょうか。

【木島委員】 国立市の産業医の選任はどのようにしていますか。また、任期はありますか。

【事務局】 国立市医師会へ推薦を依頼し、医師会より推薦された方を任用しております。任期について定めはなく、現在務めていただいている浅倉先生には 9 年ほどお願いしているところです。

【大西委員】 私は 350 人規模の製薬メーカーに勤めております。経験や地位によって報酬額が変わることも考慮しますと、先程公益法人の話にあった金額は妥当かなと思っております。

しかし、資料を拝見した中で、現在の職務が定められた時間でやり遂げられているのかが気になるところです。書類作成等により、定められた時間を超えた分については追加報酬を支払う必要があると思うので、時間が足りてないことも踏まえて諮問されたのかなと思います。

【事務局】 労働安全衛生委員会の出席や職場巡視、職員との面談等をしていただく中で、現状の 2 時間で職務をこなせていない日もございました。

なお、先生の善意もあり、追加費用は発生しておりません。以前は 2 時間あれば十分でしたが、現在は足りなくなっております。3 時間あれば、十分かと考えています。

【喜連委員】 現在や諮問案にある月額のほか、交通費等がありますか。

【事務局】 報酬以外にお支払いする費用はありません。

- 【林委員】 産業医の業務は面談だけでなく書類作成などの事務処理もあるかと思います。時間内に終わらない場合は、持ち帰って作業することもありますか。
- 【事務局】 職員課にいる保健師が準備等を行っているため、産業医に持ち帰って業務していただくことはありません。来庁中に書類作成をしていただいています。
- 【長沼会長】 メンタルヘルスなど職員の状態チェックは対象者全員を見なければなりませんから、確認時間は膨大になることが予想できます。それでも持ち帰っての作業は無いということですか。
- 【事務局】 現状の報酬と時間では、産業医の先生に分析及び対応方針の策定まで行っていただくことは難しいため、保健師がチェック等を行い、抽出した職員を先生にご報告する流れになります。
- 【三上委員】 実際の業務は保健師を含む事務局で仕事は成り立っていて、その上に産業医が活動しているという認識でよろしいでしょうか。
- 【事務局】 事務作業については、おっしゃる通り事務局でほぼ対応しているところではございますが、面談や診断の判断等のほか、専門的知識を必要とする内容については先生にご対応いただいています。
- 【大西委員】 メンタルの問題の有無はシステム化によりスムーズに抽出できるため、実施対象者全員を見ていくわけではないと思いますので、時間内に収まることは理解できます。
- 【林委員】 産業医へ報告する対象者が国立市では年々増加傾向にありますか。

- 【事務局】 増加しています。
- 【杉田委員】 資料を見ると、平成8年から報酬額が改定されていないこと、他市と比較して低いこと、面談回数が年々増加しているなかで、産業医の負担も増えていることを考えると、諮問案のとおり増額することに賛成です。
- 【長沼会長】 おっしゃる通り、働き方改革と言われている現在の中で、産業医が果たすべき役割は今後、減ることはないでしょう。そのため、現在のボランティア精神に頼る方法は変えるべきだと思います。
- 【只野委員】 相談件数が増えているとありますが、この面談は事前予約制ですか、それとも産業医の先生がいるときに相談したい人が随時、来ているのですか。
- 【事務局】 対象者へは事前に案内を行い、決められた時間に面談することになっています。
- 【只野委員】 メンタルヘルスに関する対応は時間を要することが多いと思います。そのため、決められた時間を超えた分については追加でお支払いをすべきだと思ったのですが、そこは人数の割り振りで調整を行っているということですね。
- 【事務局】 面談のフローについては、まず保健師や私が面談を行い、その上で医師との面談を要すると判断した者については、産業医との面談を案内しております。月に1回、来庁された際に面談者を3人程度に調整しているところです。
- 【大西委員】 産業医から他の専門の先生を紹介をすることはありますか。
- 【事務局】 現在はそこまでの態勢はとれておりませんが、メンタルヘルスに限らず、紹介状を書いていただくことはあります。

【三上委員】 産業医ではなく、カウンセリングをするような方は他にいらっしゃいますか。

【事務局】 当市の保健師が行っております。また、カウンセリングの外部委託をしておりますので、その周知を行っているところでございます。

【長沼会長】 制度としては整備がされているかと思いますが、問題点の1つとして、職員が抱えている問題を実際どこまで解決できているのか、その視点も必要だと思うのですが、その点について事務局はどう見えていますでしょうか。

【事務局】 完璧とは言えないかもしれませんが、現状においてはでき得る限り対応に取り組んでいます。職員の問題は千差万別であり、特にメンタルのことは複雑な要素が絡んでいると思います。

委託先の業者からの報告は、相談者への配慮もあり、本人が職場に伝えてほしいという場合を除き、相談者や内容についてはわからないようになっていますが、内容は一定の分類がされており、分類は職員課でもわかります。具体的には、家庭や生き方に関する悩みが多いようです。そのような問題に対して、職場として答えを出すことは難しいと考えています。

また、過重労働やハラスメントといった悩みについては委託先へ相談されることが少ないようで、こちらは各職場からの報告、本人の問い合わせ等により職員課で面談を行っております。

しかし、面談を案内しても本人からは問題ないと言われることもあり、アプローチ方法に苦慮しているのが現状でございます。

【長沼会長】 このような問題は表面的な対応だけでは浮かび上がってこない上、深刻な場合が多いと思います。

【三上委員】 今の話では、産業医だけでなく職員課の方も関わるとのことですが、相談する職員は話しづらいといったことはないのでしょうか。

【事務局】 極力相談しやすい体制をとっておりますが、そう考える職員もいるかもしれません。職員課に知られたくない方は、ご自身の問題として、ご自身で心療内科や精神科へ受診されていることが多いと思います。その上で、職場の課題となる場合や労働を継続できなくなる場合は、職員課に情報が入ります。

場合によっては、休職となりますが、復帰する際に職場として安全配慮義務を果たせるかという観点も含めて、産業医と面談することになります。

【三上委員】 わかりました。

【喜連委員】 資料5の2行目の復職中は、休職中ということではないか。

【事務局】 申し訳ありません。ご指摘のとおりです。

【長沼会長】 精神的な面で課題を抱えている方への対応はどうしても慎重にならざるを得ません。他の自治体の産業医情報を見ますと、大きい自治体ばかりではありますが2名の産業医を配置しており、内1名は精神科医でいらっしゃいます。国立市では複数名の配置は難しいと思いますが、医師会への推薦依頼に精神科医の要望を付け加えるといったことも考えてはどうでしょうか。

【事務局】 おっしゃる通り、産業医と面談している職員の多くはメンタルヘルスに関することでご相談しています。現在の先生は精神科医ではありませんが、ご対応いただいているところです。今の状況を考えると、精神科医とも面談できる環境が実現できればベストだと思います。

【大西委員】 私のイメージの産業医は、職場における一次スクリーニングです。診察し、必要性を感じたら専門の医師へ案内していくことになると思います。

そのため、メンタル上の課題を抱えた方を最後まで対応することは難しいと思います。私の職場でも復職のタイミング等で産業医に立ち会っていただくことがあります。「もう少し待ったほうがよい」、「業務を変えたほうがよい」といったアドバイスをいただきます。しかし、費用等も考えると、精神科医を産業医とすることは難しいのではないかと思います。

【喜連委員】 産業医の報酬額が議論の中心かと思いますが、現在国立市が必要としている産業医像があれば検討しやすいのかなと思います。

【佐伯委員】 今まで産業医報酬額が平成 8 年から据え置きになっていた理由はありますか。

【事務局】 平成 30 年から職員課に保健師を配属し、産業保健に重点的に取り組んで参りました。これ以降、産業医に求める役割が明確になり、業務が増えていきました。資料 5 にあるとおり、産業医の職務及び職責と照らし、報酬が低いのではないかと考え、諮問をさせていただいた次第です。

【杉田委員】 以前審議した消防団員報酬についても同様に長期間に亘って、据え置きされていた。やはり、時代変化に合わせた見直しが必要だと考えています。庁舎に来た時に職員が市民からクレームを受けている姿を見ると、市民と接する職員の精神的負担は察するものがあります。そういった職員の状況を踏まえると、産業医の役割は重要でしょうし、産業医の職務量は増えている現状も考慮すると、報酬額も増額する必要があります。

【長沼会長】 今日では1回目ですので、今回の審議だけでは答申までは難しいと感じるので、次回に持ち越ししていきたいと思うのですが、他に何かございますか。

【林委員】 産業医が職員の個人的な悩みを解決することは難しいと思います。そうした部分は、保健師等に担ってもらおうよう、役割分担するのが適当かと思えます。金額としては値上げしていく方向が良いかと思えますが、具体的な金額は次回、まとめてくるのが良いかと思えます。

【長沼会長】 1つお伺いしたいのですが、産業医の役割をどうするかということは、労働環境をどうするかと言い換えることができます。労働環境の問題は、職員組合と関連するかと思えますが、組合から労働環境に関する提案があったことはありますか。

【事務局】 これまで産業医に関する要望はございませんでした。労働安全衛生委員会には組合の役員も入っており、この場でストレスチェックや健康診断等の報告を行っており、そうした中で理解をいただいているからだと思っております。

【長沼会長】 わかりました。今回の議論で、現在の報酬額がかなり低いことが共通認識として持てたかと思えます。次回は増額の割合について重点的に議論して進めていきたいと思えます。精神科医との面談に関して、付帯意見することについて併せて議論していただけたらと思えます。

また、諮問案件が今回2件ということで、在宅療養専門指導医についての資料はいつ頃ご用意いただけますでしょうか。

【事務局】 12月中旬ごろに資料送付、下旬に第2回の開催を予定しております。

【長沼会長】 わかりました。他に質問等なければ今回は終了としたいと思います。

また、本審議会は傍聴をこれまでの審議会も認めており、議事録も掲載されます。

それでは、これをもちまして本日は閉会と致します。皆様お疲れ様でした。